

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～13条 (略)</p> <p>(県内発注) 第14条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>(委任) 第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項及び第4項、第10条、第11条第2項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年10月8日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年4月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年5月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～13条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任) 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項及び第4項、第10条、第11条第2項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年10月8日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年4月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年5月29日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年6月13日から施行する。</p> <p>(新設)</p>

別表第1 (第3条関係)
別表第2 (第3条関係)

別表第2 (第3条関係)

事業内容	工種等	単位	内容等
(1) 機器等導入 ① 森林GIS等解析用システム等整備	高性能電子計算機 (高性能パソコン)	台	解析用システムとして森林GIS(QGISを含む)等により高度化された地形及び森林資源の情報を処理するために必要な能力を有するもの。
	情報通信端末機	台	高度化された地形及び森林資源の情報を基にして現地調査を行うために必要なタブレット等。
	オルソ画像化ソフト	式	ドローン及び高性能電子計算機と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合は、この限りでない。
	ドローン (森林調査用)	台	空中写真の撮影等による森林調査を目的とするものであって、オルソ画像化ソフト等と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合は、この限りでない。また、副次的な林業架線の設置等に利用することを妨げるものではない。
	林内測量機器	台	GNSS受信機及び 削除 レーザースキャナー並びに林内測量機器と一体的に用いられる解析用ソフト等。
	その他		作業道設計ソフト、地中写真解析ソフト等画像データ及び地形データを活用した効率化ソフトの導入に限る。
② ICT生産管理システム等整備	生産管理関連ソフト等	式	施業提案、木材検収、日報管理等の運用に必要なソフト及び機器の導入。
③ 林内通信環境整備	林内通信機器	式	通信環境が行き届いていない森林内において、LPWAや衛星回線等の活用により、データの送受信を可能とする通信環境の整備に必要な機器等の導入。
(2) 機器の高度利用	講習受講	式	二等無人航空機操縦士資格の取得に係る講習費用。試験の受験に係る費用や旅費等は対象外とする。

別表第1 (第3条関係)
別表第2 (第3条関係)

別表第2 (第3条関係)

事業内容	工種等	単位	内容等
(1) 機器等導入 ① 森林GIS等解析用システム等整備	高性能電子計算機 (高性能パソコン)	台	解析用システムとして森林GIS(QGISを含む)等により高度化された地形及び森林資源の情報を処理するために必要な能力を有するもの。
	情報通信端末機	台	高度化された地形及び森林資源の情報を基にして現地調査を行うために必要なタブレット等。
	オルソ画像化ソフト	式	ドローン及び高性能電子計算機と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合は、この限りでない。
	ドローン (森林調査用)	台	空中写真の撮影等による森林調査を目的とするものであって、オルソ画像化ソフト等と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合は、この限りでない。また、副次的な林業架線の設置等に利用することを妨げるものではない。
	林内測量機器	台	GNSS受信機及び地上レーザースキャナー並びに林内測量機器と一体的に用いられる解析用ソフト等。
	その他		作業道設計ソフト、地中写真解析ソフト等画像データ及び地形データを活用した効率化ソフトの導入に限る。
② ICT生産管理システム等整備	生産管理関連ソフト等	式	施業提案、木材検収、日報管理等の運用に必要なソフト及び機器の導入。
③ 林内通信環境整備	林内通信機器	式	通信環境が行き届いていない森林内において、LPWAや衛星回線の活用により、データの送受信を可能とする通信環境の整備に必要な機器等の導入。
(2) 機器の高度利用	講習受講	式	二等無人航空機操縦士資格の取得に係る講習費用。試験の受験に係る費用や旅費等は対象外とする。

第2-1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

住 所
補助事業者
代表者名
(生年月日)

高知県スマート林業支援事業費補助金交付申請書
(機器等導入)

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙2-1のとおり）
- 3 収支予算書（別紙3のとおり）
- 4 誓約書兼同意書（別紙4のとおり）
- 5 県税完納情報の提供に係る同意書（別紙5のとおり）
- 6 振込先口座
金融機関名 :
店舗名 :
預金種別 :
口座番号 :
口座名義人 :
- 7 関係書類
 - (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料
 - (2) 県税事務所で発行する納税証明書（滞納がないことを証するもの。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書）又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証 〔削除〕 の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証 〔削除〕 の写し等。
(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。） 〔削除〕 してください。
 - (3) 導入機器等を確認することができるカタログ等（画像及び諸元の分かるもの）
 - (4) 補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

第2-1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

住 所
補助事業者
代表者名
(生年月日)

高知県スマート林業支援事業費補助金交付申請書
(機器等導入)

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙2-1のとおり）
- 3 収支予算書（別紙3のとおり）
- 4 誓約書兼同意書（別紙4のとおり）
- 5 県税完納情報の提供に係る同意書（別紙5のとおり）
- 6 振込先口座
金融機関名 :
店舗名 :
預金種別 :
口座番号 :
口座名義人 :
- 7 関係書類
 - (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料
 - (2) 県税事務所で発行する納税証明書（滞納がないことを証するもの。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書）又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。
 - (3) 導入機器等を確認することができるカタログ等（画像及び諸元の分かるもの）
 - (4) 補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

第2-2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

住 所
補助事業者
代表者名
(生年月日)

高知県スマート林業支援事業費補助金交付申請書
(機器の高度利用)

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記書類関係を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙2-2のとおり）
- 3 収支予算書（別紙3のとおり）
- 4 誓約書兼同意書（別紙4のとおり）
- 5 県税完納情報の提供に係る同意書（別紙5のとおり）
- 6 振込先口座
金融機関名 :
店舗名 :
預金種別 :
口座番号 :
口座名義人 :
- 7 関係書類
(1) 事業費を確認することができる資料
(2) 県税事務所で発行する納税証明書（滞納がないことを証するもの。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書）又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証 〔削除〕 の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証 〔削除〕 の写し等。
(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。） 〔削除〕 してください。
(3) 補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

第2-2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

住 所
補助事業者
代表者名
(生年月日)

高知県スマート林業支援事業費補助金交付申請書
(機器の高度利用)

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記書類関係を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙2-2のとおり）
- 3 収支予算書（別紙3のとおり）
- 4 誓約書兼同意書（別紙4のとおり）
- 5 県税完納情報の提供に係る同意書（別紙5のとおり）
- 6 振込先口座
金融機関名 :
店舗名 :
預金種別 :
口座番号 :
口座名義人 :
- 7 関係書類
(1) 事業費を確認することができる資料
(2) 県税事務所で発行する納税証明書（滞納がないことを証するもの。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書）又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。） 健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。
(3) 補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）